重要事項説明書（居宅介護支援）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

１、事業者の概要

・事業者名称　　：　医療法人社団　生和会
・事業者所在地　　：　周南市大字湯野 4278 番地 1
・事業者電話番号　　：　0834-83-3300

1、ご利用施設

・事業所名称　　：　居宅介護支援事業所　なごやか熊毛
・事業所所在地　　：　周南市高水原 2 丁目 7 番 21 号
・指定事業所番号　　：　3571500820
・事業所電話番号　　：　0833-92-0360
・事業所ＦＡＸ番号　　：　0833-91-3382

2、ご利用施設であわせて実施する事業

（事業の種類・指定事業所番号・利用定員）

① 介護老人保健施設(3551580024・80 名)
② 通所リハビリテーション(3551580024・70 名)
③ 短期入所療養介護(3551580024・空床利用)
④ 訪問リハビリテーション（3551580024・なし）

・事業所電話番号　　：0833-92-0331

4、事業の目的と運営の方針

事業の目的：　居宅介護支援事業所なごやか熊毛（以下「事業所」といいます。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」といいます。）の適切な経営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

運営の方針：　利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立し、日常生活を営むことができるように配慮して行うものとし、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し努めます。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行います。

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

5、職員の職種、人員及び職務内容

〇管理者・主任介護支援専門員　　常勤・兼務　　1名以上

〇介護支援専門員　　常勤・専従　　2名以上

6、営業日及び営業時間

（1）営業日　　月曜日から金曜日（祝日・年末年始は休業）

（2）営業時間　8時30分より17時30分　　電話：0833‐92‐0360

（3）利用者相談は、24時間電話連絡可能　　携帯番号：080‐2910‐0020

7、居宅介護支援サービスの概要

（1）居宅支援の内容

〇要介護認定の申請、変更の代行

〇要介護認定調査

〇居宅サービス計画作成・居宅サービス事業者との連絡調整

・介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談し、利用者・家族の希望ならびに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供されるよう居宅サービス計画を作成します。

・希望に応じてサービスの連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催をする。

・利用者が自立した日常生活を営む事が出来るよう支援し、要介護状態の軽減もしくは悪化防止に努め、適切にサービスを提供する。

〇情報提供

・居宅サービス計画にあたって、当該地域における居宅サービス事業所の名簿、サービス内容、利用料等の情報を公平に提供し、利用者又は家族がサービスの選択を可能となるように支援する。

・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て医師又は歯科医師の意見を求める。

（2）利用料

介護報酬の告示上の額。ただし法定代理受領の場合、居宅支援サービス計画費は無料とする。（法定代理受領でない場合は、居宅介護サービス基準相当額です。）

・要介護1・2　　11,088円　（取扱件数が45未満）

・要介護3・4・5　　14,406円　（取扱件数が45未満）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されます。但し、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、いったん利用料の全額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供書を後日、市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

○初回加算　　3,063 円/1 回

※新規に居宅サービス計画を作成した場合もしくは要介護状態区分の２段階以上の変更申請を受けた場合

○入院時情報連携加算（Ⅰ）2,552 円：入院した日

＊入院日以前の情報提供を含む　＊営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む

入院時情報連携加算（Ⅱ）2,042 円：入院した日の翌日又は翌々日

＊営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む

※病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合

○通院時情報連携加算　510 円/月 1 回のみ加算

※医師又は歯科医師の診察を受ける際にケアマネが同席し、情報提供を行った場合

○ターミナルケアマネジメント加算　4,084 円/月

※終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握した上で、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う

○退院・退所加算（退院・退所時）

※入院・入所期間を経た後の退院・退所にあたって入所施設等との連携を図った場合

退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合に、必要に応じ福祉用具専門相談員や作業療法士等が参画した場合

	カンファレンス参加　無	カンファレンス参加　有
連携１回	４，５９４円	６，１２６円
連携２回	６，１２６円	７，６５７円
連携３回	×	９，１８９円

○特定事業所加算

※「利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に関わる伝達等を目的とした会議を定期的に開催する事」等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1 月につき）

※必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する

加算の種類	基準額・加算率	
特定事業所加算（Ⅱ）	４，２９８円/月	基本毎月加算

○看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

※利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に算定可能

8、秘密保持

・管理者及び介護支援専門員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

・従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約とする。

・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

9、交通費

〇居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者から利用料は受けないものとする。

〇通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

・通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね 20 キロメートル以上　300 円
以降、5 キロメートルを超えるごとに 200 円加算する。

〇前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

10、事業の実施地域

周南市（旧熊毛町）、下松市、光市、岩国市（周東町）　ただし、離島は除く。

11、緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡し、高齢者が安心して利用できるサービス提供体制を確立するため、事故防止に努めるとともに、介護保険法並びに厚生労働省令に基づき、サービス提供に伴う事故発生時につきましては、下記のとおり対応いたします。

（1）医療機関への対応

地域の救急医療機関を基本に対応し、移送等は地元の消防署に依頼します。

（2）事故発生時の連絡

保険者へ報告すべき基準

・介護サービス提供に伴い、発生した重症または死亡等の事故

・介護サービス提供に伴い、発生した損害賠償事故

・食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ報告が義務付けられている事由の事故

・その他、必要と認められるもの

事例：看護・介護等による虐待、行方不明など

12、苦情申立先

（1）当該事業所の苦情申し立て窓口は下記の通りです。

・居宅介護支援事業所なごやか熊毛　　ＴＥＬ　0833－92－0360

・山口県国民健康保険団体連合会　　ＴＥＬ　083－995－1010

・周南市役所　高齢者支援課　　ＴＥＬ　0834－22－8467

・下松市役所　高齢福祉課・介護保険係　　ＴＥＬ　0833－45－1831

・光市役所　　福祉保健部・高齢者支援課　　ＴＥＬ　0833－74－3003

・岩国市役所　高齢者支援課　　ＴＥＬ　0827－29－2511

○担当の職員・苦情窓口

①　あなたを担当する介護支援専門員です。

氏名：　　連絡先（電話）：0833-92-0360

②職員は、常に身分証明証を携帯していきますので、必要な場合はその提示をお求め下さい。

③提供するサービスへの不満・苦情等がありましたらご遠慮なくご連絡下さい。

担当：矢野　栄子

電話：0833-92-0360

FAX：0833-91-3382

○担当職員の変更

①担当の職員の変更を申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

②当事業者は、担当の職員が退職する等、正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

13、記録の整備、閲覧

①事業者は、契約者に対する居宅介護支援サービスの適用に際して作成した記録、書類を完結日より５年間保存します。

②事業者は、契約者または契約者の家族に対し、事業者が保管する契約者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。※記録の謄写費用などを、いただく事があります。

14、その他

（１）感染対策の強化について

当事業所は感染症の予防及び蔓延防止の取組として、下記の対策を講じる。

①感染症の予防及び蔓延防止の為の従業者に対する研修及び訓練の実施

②その他感染症の予防及び蔓延防止の為に必要な措置（委員会の開催・指針整備等）

（２）業務継続に向けた取り組みの強化

当事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために対策を講じる。

①業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考に平常時・発生時の対策や、必要な研修及び訓練を定期的に開催する。

（３）高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の対策を講じる

①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止の為に必要な措置（委員会の開催、指針整備、担当者の設置）

※事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（４）身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。身体的拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（５）ハラスメント対策の強化について

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策の措置を講ずる。

①従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発

②従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

③その他ハラスメント防止の為に必要な措置

（６）多職種連携におけるＩＣＴ機器の活用

加算の要件等における各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携促進の観点からテレビ電話等を活用して行う事もある。利用者やその家族が参加して実施するものについては事前に利用者等の同意を得た上で活用する事とする。